

# 社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会 職員被服貸与規程

平成 8 年 5 月 20 日

神社協規程第 23 号

## (目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会事務局規程第 1 条に定める職員に対し、職務の執行に必要な被服の貸与について必要な事項を定めるものとする。

## (被服の種類、貸与期間等)

第 2 条 職員に貸与する被服の種類、数量、貸与期間等は、別表に定めるとおりとする。たゞし、会長が必要と認めるときは、これを増減し、又は延伸することができる。

## (維持費)

第 3 条 職員は、貸与を受けた被服について、補修費及び洗濯代等通常必要とされている費用を負担するものとする。

## (目的外の使用の禁止)

第 4 条 職員は、貸与を受けた被服等を、その貸与を受けた目的以外に使用し、又は他の者に使用させてはならない。

## (返 納)

第 5 条 職員は、貸与を受けた被服等の貸与期間が満了、又は退職したときは速やかにその貸与を受けた被服等を所属長へ返納しなければならない。

2 所属長は、前項の規定に基づいて被服等の返納を受けたときは、所定の不用決定手続を経て、職員に交付することができる。

## (貸与簿)

第 6 条 事務局長は、この規程の定めるところにより、被服を貸与したときは、被服貸与簿を作成し、常に貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

## (委 任)

第 7 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

## 付 則

- 1 この規程は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。(改訂第 53 号)

別表（職員被服貸与規程第2条關係）

	事務局職員	介護職員及び 作業所指導員	運転手
事務服（男子）半袖シャツ	2枚 / 2年		
〃 冬上衣	2枚 / 5年		
事務服（女子）上下衣	2枚 / 5年		
作業服上下衣			1枚 / 2年
ジャージ上下	1枚 / 3年	1枚 / 2年	
半袖シャツ		2枚 / 2年	2枚 / 2年
長袖シャツ		2枚 / 2年	2枚 / 2年
エプロン		2枚 / 2年	2枚 / 2年